

TRADEMARK ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	01/01/2010

CONVEYING PARTY DATA

Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Graphic Products, Inc.		01/01/2010	CORPORATION: JAPAN

RECEIVING PARTY DATA

Name:	Alpha Holdings Co., Ltd.
Street Address:	1-19-15 Ebisu Shibuya-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Entity Type:	CORPORATION: JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 1

Property Type	Number	Word Mark
Registration Number:	2511374	CAM-TOOL

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (212)808-0844
 Phone: 2128080700
 Email: bslonda@nmmlaw.com
Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.
 Correspondent Name: Bruce S. Londa/Norris, McLaughlin
 Address Line 1: 875 Third Avenue
 Address Line 4: New York, NEW YORK 10022

ATTORNEY DOCKET NUMBER: 101188-27

DOMESTIC REPRESENTATIVE

Name:
 Address Line 1:

900206975

**TRADEMARK
 REEL: 004659 FRAME: 0845**

CH \$40.00 2511374

Address Line 2:
Address Line 3:
Address Line 4:

NAME OF SUBMITTER:

Bruce S. Londa

Signature:

/bsl/

Date:

11/11/2011

Total Attachments: 32

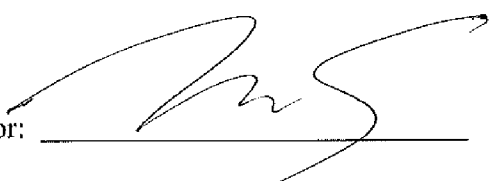
source=cam tool merger#page1.tif
source=cam tool merger#page2.tif
source=cam tool merger#page3.tif
source=cam tool merger#page4.tif
source=cam tool merger#page5.tif
source=cam tool merger#page6.tif
source=cam tool merger#page7.tif
source=cam tool merger#page8.tif
source=cam tool merger#page9.tif
source=cam tool merger#page10.tif
source=cam tool merger#page11.tif
source=cam tool merger#page12.tif
source=cam tool merger#page13.tif
source=cam tool merger#page14.tif
source=cam tool merger#page15.tif
source=cam tool merger#page16.tif
source=cam tool merger#page17.tif
source=cam tool merger#page18.tif
source=cam tool merger#page19.tif
source=cam tool merger#page20.tif
source=cam tool merger#page21.tif
source=cam tool merger#page22.tif
source=cam tool merger#page23.tif
source=cam tool merger#page24.tif
source=cam tool merger#page25.tif
source=cam tool merger#page26.tif
source=cam tool merger#page27.tif
source=cam tool merger#page28.tif
source=cam tool merger#page29.tif
source=cam tool merger#page30.tif
source=cam tool merger#page31.tif
source=cam tool merger#page32.tif

#2

VERIFICATION OF THE TRANSLATION

I, Masahito Shibata of c/o Kita-Aoyama International Patent Bureau, 2-11-15
Kita-Aoyama, Minato-ku, Tokyo 107-0061, Japan, am the translator of the document
attached and I verify that the attached is a true translation to the best of my knowledge
and behalf.

Signature of translator: _____



Date: November 9, 2011

English Translation_#2

Relevant part on the 1st page

Certified of the registry

1-19-15 Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo

Graphic Products Inc.

Corporate No. 0110-01-042612

Corporate Name	Graphic Products Inc.	
Headquarter	<u>1-19-19 Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo</u>	
	1-19-15 Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo	changed on March 31, 2008
		registered on April 4, 2008
Public notice		

* Underline is deleted matter(s).

Relevant part on the last page

Registration matter(s)	Headquarter has been changed form 1-3 Nakase, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba on May 24, 2004 registered on April 19, 2001
	Merger with Alpha Holdings Co., Ltd. of 1-19-15 Ebisu Shibuya-ku Tokyo on January 1, 2010 registered on January 4, 2010

This is a certified copy of all the subject of closed registration records.
 October 13, 2011
 Chiba Legal Affairs Bureau
 Registrar
 Takeshi Sato (seal)

閉鎖事項全部証明書

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラックフロタック
会社法人等番号 0110-01-042612

商号	株式会社クラックフロタック	
本店	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号	
公告する方法	日本経済新聞に掲載する	
	電子公告とする。 http://www.graphicpro ducts.co.jp/ ただし、電子公告を行うことができない事故そ 他のやむを得ない事由が生じたときは、日本 経済新聞に掲載して公告する。	平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月 1日登記
公告する方法	電子公告とする。 http://www.graphicpro ducts.co.jp/company/ index.htm ただし、電子公告を行うことができない事故そ 他のやむを得ない事由が生じたときは、日本 経済新聞に掲載して公告する。	平成20年12月19日変更 平成21年 1月 7日登記
	貸借対照表に係る 情報の提供を受け るために必要な事 項	http://www.graphicpro ducts.co.jp/
会社成立の年月日	昭和56年2月13日	
目的	1 図形、画像処理に関連するコンピュータシステムの開発 2 同上システムの製造、販売および賃貸 3 事務用機器の賃貸 4 前各号に附帯する一切の事業	
単元株式数	1000株	
	100株	平成16年 6月 1日変更 平成16年 6月 2日登記

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツクアロマトク
会社法人等番号 0110-01-042612

発行可能株式総数	1200万株	
発行済株式の総数	3600万株	平成17年 4月30日変更 平成17年 5月 2日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 450万8400株	
発行済株式の総数	発行済株式の総数 901万6800株	平成16年 8月20日変更 平成16年 8月23日登記
株式を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金8億8450万円	平成19年 7月27日廃止 平成19年 8月 3日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	金4億9800万円	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する 平成19年 7月27日設定 平成19年 8月 3日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 本店 大阪市中央区北浜四丁目5番3号	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京府中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成20年10月 1日変更 平成20年10月 6日登記
役員に関する事項	取締役 田端雅和	平成16年 3月30日重任
	取締役 田端雅和	平成17年 3月29日重任
		平成17年 4月 8日登記

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツカフコ
会社法人等番号 0110-01-042612

平成18年 3月27日重任	田端 雅和	取締役
平成18年 4月10日登記		
平成19年 3月28日退任		
平成19年 4月10日登記		
平成16年 3月30日重任	安江 規男	取締役
平成17年 3月29日重任	安江 規男	取締役
平成17年 4月 8日登記		
平成18年 3月27日重任	安江 規男	取締役
平成18年 4月10日登記		
平成18年 6月30日辞任		
平成18年 7月 6日登記		
平成16年 3月30日重任	柏木 雅浩	取締役
平成17年 3月29日重任	柏木 雅浩	取締役
平成17年 4月 8日登記		
平成18年 3月27日重任	柏木 雅浩	取締役
平成18年 4月10日登記		
平成19年 3月28日重任	柏木 雅浩	取締役
平成19年 4月10日登記		
平成20年 3月25日退任		
平成20年 4月 4日登記		
平成17年 3月29日就任	西田 晋	取締役
平成17年 4月 8日登記		
平成18年 3月27日重任	西田 晋	取締役
平成18年 4月10日登記		

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツロタツ
会社法人等番号 0110-01-042612

平成19年 3月28日退任	取締役	西野直之	平成19年 4月10日登記
平成19年 3月28日就任	取締役	西野直之	平成19年 4月10日登記
平成20年 3月25日重任	取締役	西野直之	平成20年 3月25日重任
平成20年 4月 4日登記	取締役	西野直之	平成20年 4月 4日登記
平成21年 3月30日重任	取締役	西野直之	平成21年 3月30日重任
平成21年 4月 9日登記	取締役	西野直之	平成21年 4月 9日登記
平成19年 3月28日就任	取締役	手島浩	平成19年 3月28日就任
平成19年 4月10日登記	取締役	手島浩	平成19年 4月10日登記
平成20年 3月25日重任	取締役	手島浩	平成20年 3月25日重任
平成20年 4月 4日登記	取締役	手島浩	平成20年 4月 4日登記
平成21年 3月30日重任	取締役	手島浩	平成21年 3月30日重任
平成21年 4月 9日登記	取締役	手島浩	平成21年 4月 9日登記
平成21年 6月30日辞任	取締役	寺崎和彦	平成21年 7月 1日登記
平成19年 3月28日就任	取締役	寺崎和彦	平成19年 3月28日就任
平成19年 4月10日登記	取締役	寺崎和彦	平成19年 4月10日登記
平成20年 3月25日重任	取締役	寺崎和彦	平成20年 3月25日重任
平成20年 4月 4日登記	取締役	寺崎和彦	平成20年 4月 4日登記
平成21年 3月30日重任	取締役	寺崎和彦	平成21年 3月30日重任
平成21年 4月 9日登記	取締役	寺崎和彦	平成21年 4月 9日登記
平成19年 3月28日就任	取締役	小泉哲	平成19年 3月28日就任
平成19年 4月10日登記	取締役	小泉哲	平成19年 4月10日登記
平成20年 3月25日重任	取締役	小泉哲	平成20年 3月25日重任
平成20年 4月 4日登記	取締役	小泉哲	平成20年 4月 4日登記

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツカフコ
会社法人等番号 0110-01-042612

平成21年 3月30日退任		
平成21年 4月 9日登記		
平成19年 3月28日就任	取締役 堀内 正光	
平成19年 4月10日登記		
平成20年 3月25日退任		
平成20年 4月 4日登記		
平成20年12月 1日就任	取締役 和久健寿	
平成20年12月 9日登記		
平成21年 3月30日退任	取締役 和久健寿	
平成21年 4月 9日登記		
平成16年 3月30日退任	東京都目黒区中根二丁目12番14号 代表取締役 田端雅和	
平成17年 3月29日退任	東京都目黒区中根二丁目12番14号 代表取締役 田端雅和	
平成17年 4月 8日登記		
平成18年 3月27日退任	東京都目黒区中根二丁目12番14号 代表取締役 田端雅和	
平成18年 4月10日登記		
平成19年 3月28日退任	北海道斜里郡清里町字向陽118番地 代表取締役 安江規男	
平成16年 3月30日退任	北海道斜里郡清里町字向陽118番地 代表取締役 安江規男	
平成17年 3月29日退任	北海道斜里郡清里町字向陽118番地 代表取締役 安江規男	
平成17年 4月 8日登記		
平成18年 3月27日退任	北海道斜里郡清里町字向陽118番地 代表取締役 安江規男	
平成18年 4月10日登記		
平成18年 6月30日退任		
平成18年 7月 6日登記		

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

株式会社クラックテクノロジ

会社法人等番号 0110-01-042612

平成16年10月25日就任	千葉県白井市堀込二丁目1番1棟603号	代表取締役	柏木雅浩
平成16年10月27日登記			
平成17年3月29日重任	千葉県白井市堀込二丁目1番1棟603号	代表取締役	柏木雅浩
平成17年4月8日登記			
平成18年3月27日重任	千葉県白井市堀込二丁目1番1棟603号	代表取締役	柏木雅浩
平成18年4月10日登記			
平成19年3月28日就任	神奈川県川崎市高津区二子三丁目13番1-6 01号	代表取締役	西野直之
平成19年4月10日登記			
平成20年3月25日重任	神奈川県川崎市高津区二子三丁目13番1-6 01号	代表取締役	西野直之
平成20年4月4日登記			
平成21年3月30日重任	神奈川県川崎市高津区二子三丁目13番1-6 01号	代表取締役	西野直之
平成21年4月9日登記			
平成16年3月30日重任		監査役	大期友里
平成18年5月1日社外 監査役の登記		社外監査役	
平成19年7月27日辞任			
平成19年8月3日登記			
平成15年3月27日重任		監査役	井上恭太郎
平成18年5月1日社外 監査役の登記		社外監査役	
		監査役	井上恭太郎

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツプロダクツ
会社法人番号 0110-01-042612

平成19年 3月28日退任	監査役	森田 武男	
平成19年 4月10日登記	監査役	森田 武男	
平成18年 5月 1日社外 監査役の登記	社外監査役	森田 武男	
平成19年 3月28日重任	監査役	森田 武男	
平成19年 4月10日登記	(社外監査役)		
平成19年 7月27日辞任	監査役	森田 武男	
平成19年 8月 3日登記	監査役	坂浦 芳秋	
平成19年 3月28日辞任			
平成19年 4月10日登記	監査役	佐藤 淳	
平成19年 4月10日登記	監査役		
平成18年 5月 1日会計 監査人の登記	会計監査人	中央青山監査法人	
平成18年 7月 1日資格 喪失			
平成18年 7月 6日登記	会計監査人	優成監査法人	
平成19年 3月28日就任	会計監査人		
平成19年 4月10日登記			
平成20年 3月25日退任			
平成20年 4月 4日登記			

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

株式会社クラフツフロアタツ

会社法人等番号 0110-01-042612

平成19年 3月28日就任	会計監査人 みすず監査法人	平成19年 4月10日登記	平成19年 7月31日辞任	平成19年 8月 3日登記	支店 1 大阪府吹田市江坂町一丁目12番50号	新株予約権 第1回新株予約権
平成19年 3月25日就任	会計監査人 新日本監査法人	平成20年 4月 4日登記	平成20年 7月 1日新日本監査法人の名称変更	平成20年 7月 9日登記		
平成21年 3月30日退任	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成21年 4月 9日登記	平成18年 7月 1日就任	平成18年 7月 6日登記		
平成19年 3月28日退任		平成19年 3月28日退任	平成18年 9月 1日就任	平成18年 9月 4日登記		
平成19年 3月28日退任		平成19年 3月28日退任	平成18年 9月 1日就任	平成18年 9月 4日登記		
平成19年 3月28日退任	仮会計監査人 優成監査法人	平成19年 4月10日登記	平成19年 3月28日退任	平成19年 4月10日登記		
平成19年 3月28日退任	仮会計監査人 みすず監査法人	平成19年 4月10日登記	平成19年 3月28日退任	平成19年 4月10日登記		
平成19年 3月28日退任	仮会計監査人 新日本監査法人	平成19年 8月 3日登記	平成19年 8月 1日就任	平成19年 8月 3日登記		
平成21年 5月13日登記		平成21年 4月23日廃止		平成21年 5月13日登記		

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クワックアロタック
会社法人番号 0110-01-042612

248個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
178個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
162個	平成16年10月31日変更 平成16年11月 8日登記 ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
118個	平成16年11月30日変更 平成16年12月 3日登記 ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
113個	平成16年12月31日変更 平成17年 1月12日登記 ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
112個	平成17年 1月31日変更 平成17年 2月10日登記 ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
93個	平成17年 2月28日変更 平成17年 3月 9日登記 ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
84個	平成17年 3月31日変更 平成17年 4月 8日登記 ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
80個	平成17年 4月30日変更 平成17年 5月12日登記 ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
72個	平成17年 5月31日変更 平成17年 6月 3日登記 ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。
	平成17年 6月30日変更 平成17年 7月 8日登記

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラックフロックス
会社法人番号 0110-01-042612

71個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年 7月31日変更 平成17年 8月 4日登記
68個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年 8月31日変更 平成17年 9月 8日登記
67個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年 9月30日変更 平成17年10月 7日登記
62個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定め る株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年12月31日変更 平成18年 1月13日登記
56個	平成17年 5月31日変更 平成18年 6月 6日登記
31個	平成18年 12月 8日変更 平成18年12月19日登記
29個	平成19年 3月31日変更 平成19年 4月10日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数	
普通株式 24万8000株	ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数 を切り捨てる。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
普通株式 35万6000株	ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数 を切り捨てる。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
普通株式 32万4000株	ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数 を切り捨てる。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
普通株式 32万4000株	平成16年10月31日変更 平成16年11月 8日登記
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率	平成16年11月30日変更 平成16年12月 3日登記

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツプロダクツ

会社法人等番号 0110-01-042612

普通株式 23万6000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成16年12月31日変更 平成17年 1月12日登記 普通株式 22万6000株	普通株式 22万4000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成17年 1月31日変更 平成17年 2月10日登記	普通株式 18万6000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成17年 2月28日変更 平成17年 3月 9日登記	普通株式 16万8000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成17年 3月31日変更 平成17年 4月 8日登記	普通株式 16万株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成17年 4月30日変更 平成17年 5月12日登記	普通株式 16万株 平成17年 5月31日変更 平成17年 6月 3日登記
--	---	---	---	---	--

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラックロク
会社法人等番号 0110-01-042612

普通株式 14万4000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成17年 6月30日変更 平成17年 7月 8日登記 普通株式 14万2000株	普通株式 13万6000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成17年 7月31日変更 平成17年 8月 4日登記 普通株式 13万6000株	普通株式 13万4000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成17年 8月31日変更 平成17年 9月 8日登記 普通株式 13万4000株	普通株式 12万4000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成17年 9月30日変更 平成17年10月 7日登記 普通株式 12万4000株	普通株式 11万2000株 平成17年12月31日変更 平成18年 1月13日登記 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式 11万2000株 平成18年 5月31日変更 平成18年 6月 6日登記 (新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法) 普通株式 6万2000株 平成18年12月 8日変更 平成18年12月19日登記 (新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法) 普通株式 5万8000株 平成19年 3月31日変更 平成19年 4月10日登記 各新株予約権の発行価額 無償
--	--	--	--	---

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツプロダクツ
会社法人等番号 0110-01-042612

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1個の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(以下、払込額とい
う。)は、下記①及び②により決定される1株当たりの行使価額(以下、
行使価額という。)に、上記新株予約権の数に定める1個の新株予約権の目
的たる株式数(調整された場合には、調整後のものとする。)を乗じた金額
とする。
①当初行使価額
金254円
②行使価額の調整
行使価額は、下記(1)ないし(3)に定めるところにより調整されるもの
とする。
(1)当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合
も含むものとし、以下同様とする。)または株式併合を行なう場合に
は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生
じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\frac{\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$$

(ii)当社が、時価を下回る払込額で新株を発行する場合には、次の算式
により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満
の端数はこれを切り上げる。なお、下記算式における「既発行株式数」
には、当社が保有する自己株式は含まれないものとする。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} + \text{払込金額}} \times \text{調整前行使価額} = \text{調整後行使価額}$$

(iii)当社が、時価を下回る額をもって当社の株式を取得しうる新株予約
権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、または
これらに類する証券を発行する場合、または時価を下回る処分価額
をもって、商法第211条に従って、当社が自己株式として保有する
株式を処分する場合には、上記(ii)に準じて、行使価額を調整する。
なお、自己株式の処分の場合については、上記(ii)記載の算式中、
「新発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「1株当たり払
込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えて適用す
る。

1個の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(以下、払込額とい
う。)は、下記①及び②により決定される1株当たりの行使価額(以下、
行使価額という。)に、上記新株予約権の数に定める1個の新株予約権の目
的たる株式数(調整された場合には、調整後のものとする。)を乗じた金額
とする。

①当初行使価額
金254円
②行使価額の調整
行使価額は、下記(1)ないし(3)に定めるところにより調整されるもの
とする。

(1)当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合
も含むものとし、以下同様とする。)または株式併合を行なう場合に
は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生
じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(ii) 当社が、時価を下回る払込価額で新株を発行する場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。なお、下記算式における「既発行株式数」には、当社が保有する自己株式は含まれないものとする。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \text{調整前行使価額} = \text{調整後行使価額}$$

(iii) 当社が、時価を下回る価額をもって当社の株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券を発行する場合、または時価を下回る処分価額をもって、当社が自己株式として保有する株式を処分する場合には、上記(ii)に準じて、行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、上記(ii)記載の算式中、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えて適用する。

平成18年5月1日変更 平成18年10月24日登記
新株予約権を行使することができる期間
平成16年10月1日から平成20年9月30日まで
新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
②新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。
③新株予約権者が、権利行使期間の到来後に死亡した場合には、その相続人は、新株予約権を行使することができる。かかる相続人が新株予約権を行使することができる条件については、下記⑤に規定する新株予約権割当契約に定めるところによる。
④新株予約権者は、新株予約権の行使に係る払込価額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1200万円を超過することとなる新株予約権の行使はできないものとする。
⑤その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、新株予約権割当契約という。)に定めるところによる。
会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
新株予約権者が次の各号の一に該当した場合には、新株予約権を行使することができる期間所定の権利行使期間中といえども、未行使の本新株予約権を直ちに喪失するものとし、以後、権利行使することはできないものとする。
①禁固以上の刑に処せられた場合。
②新株予約権を行使することができる期間所定の権利行使期間の開始前に死亡した場合。
③書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合。
④所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツプロダクツ
会社法人等番号 0110-01-042612

66個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年 4月30日変更 平成17年 5月12日登記
64個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年 5月31日変更 平成17年 6月 3日登記
50個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年 6月30日変更 平成17年 7月 8日登記
46個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年 7月31日変更 平成17年 8月 4日登記
44個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年 8月31日変更 平成17年 9月 8日登記
42個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年 9月30日変更 平成17年10月 7日登記
39個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年11月30日変更 平成17年12月 8日登記
34個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成17年12月31日変更 平成18年 1月13日登記
33個	ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について も同様の調整を行うものとする。 平成18年 3月31日変更 平成18年 4月10日登記
28個	平成18年 5月31日変更 平成18年 6月 6日登記
24個	平成18年 6月30日変更 平成18年 7月 6日登記

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

株式会社クラフツプロダクツ

会社法人等番号 0110-01-042612

22個	平成18年12月 8日変更 平成18年12月19日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 7万5000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式 13万2000株 ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、 新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約 権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数 についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これ を切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式 12万8000株 平成17年 4月30日変更 平成17年 5月12日登記 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式 10万株 平成17年 5月31日変更 平成17年 6月 3日登記 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式 9万2000株 平成17年 6月30日変更 平成17年 7月 8日登記 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式 8万8000株 平成17年 7月31日変更 平成17年 8月 4日登記 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式 8万8000株 平成17年 8月31日変更 平成17年 9月 8日登記 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
-----	---

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

株式会社クラフツプロダクツ

会社法人等番号 0110-01-042612

<p>普通株式 8万4000株</p> <p>ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>平成17年 9月30日変更 平成17年10月 7日登記</p> <p>普通株式 7万8000株</p>	
<p>ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>平成17年 11月30日変更 平成17年12月 8日登記</p> <p>普通株式 6万8000株</p>	
<p>ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>平成17年 12月31日変更 平成18年 1月13日登記</p> <p>普通株式 6万6000株</p>	
<p>ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>平成18年 3月31日変更 平成18年 4月10日登記</p> <p>普通株式 5万6000株</p>	
<p>平成18年 5月31日変更 平成18年 6月 6日登記</p> <p>普通株式 4万8000株</p> <p>平成18年 6月30日変更 平成18年 7月 6日登記</p> <p>(新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法)</p> <p>普通株式 4万4000株</p>	
<p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額</p> <p>無償</p> <p>各新株予約権の発行価額</p> <p>平成18年12月 8日変更 平成18年12月19日登記</p>	
<p>①当初行使価額</p> <p>金620円</p> <p>②行使価額の調整</p> <p>行使価額は、下記(イ)ないし(iii)に定めるところにより調整されるも</p>	

東京港区谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツクアロガツ

会社法人等番号 0110-01-042612

調整後	調整前	時価
=		
×		
行使価額	行使価額	既発行株式数×新規発行株式数
<p>(iii) 当社が、時価を下回る価額をもって当社の株式を取得しようとする新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券を発行する場合、または時価を下回る処分価額をもって、当社が自己株式として保有する株式を処分する場合には、上記(ii)に進じて、行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、上記(ii)記載の算式中、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えて適用する。</p>		
<p>平成18年5月1日変更 平成18年10月24日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成17年4月1日から平成21年3月31日まで 新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)</p>		
<p>①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。 ③新株予約権者が、権利行使期間の到来後に死亡した場合には、その相続人は、新株予約権を行使することができる。かかる相続人が新株予約権を行使することができる条件については、下記④に規定する新株予約権割当契約に定めるところによる。 ④新株予約権者は、新株予約権の行使に係る払込価額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1,200万円を超過することとなる新株予約権の行使はできないものとする。 ⑤その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、新株予約権割当契約という。)に定めるところによる。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当した場合には、新株予約権を行使することができない期間所定の権利行使期間中といえども、未行使の本新株予約権を直ちに喪失するものとし、以後、権利行使することはできないものとする。 ①禁固以上の刑に処せられた場合。 ②新株予約権を行使することができる期間所定の権利行使期間の開始前に死亡した場合。 ③書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合。 ④所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。 ⑤法令違反または就業規則に定める懲戒に該当する事実があり、会社が本新株予約権を失効させる旨を通知した場合。 下記のいずれかに該当する場合には、商法第280条の3の規定に従って、未行使の本新株予約権の全部を無償で消却することができる。 ①新株予約権者が上記新株予約権の権利喪失事由各号のいずれかに該当した場合。 ②新株予約権の行使の条件の②、③の定めるところにより、新株予約権者またはその相続人のいずれも本新株予約権を行使することができないことが確定した場合。 ③当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合。</p>		

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツプロダクツ

会社法人等番号 0110-01-042612

<p>④当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転が株主総会において承認された場合。</p> <p>⑤当社は、いつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p> <p>(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>新株予約権者が次の各号の一に該当した場合には、新株予約権を行使することができる期間所定の権利行使期間中といえども、未行使の本新株予約権を直ちに喪失するものとし、以後、権利行使することはできないものとする。</p> <p>①禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>②新株予約権を行使することができる期間所定の権利行使期間の開始前に死亡した場合。</p> <p>③書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合。</p> <p>④所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。</p> <p>⑤法令違反または就業規則に定める懲戒に該当する事実があり、会社が本新株予約権を失効させる旨を通知した場合。</p> <p>下記のいずれかには、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>①新株予約権者が上記新株予約権の権利喪失事由各号のいずれかにか該当した場合。</p> <p>②新株予約権の行使の条件の②、③の定めるところにより、新株予約権者またはその相続人のいずれも本新株予約権を行使することができないことが確定した場合。</p> <p>③当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合。</p> <p>④当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転が株主総会において承認された場合。</p> <p>⑤当社は、いつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p>	<p>第3回新株予約権の数 130個</p> <p>新株予約権の数 109個</p> <p>ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的たる株式数について同様の調整を行う。</p> <p>ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的たる株式数について同様の調整を行う。</p> <p>平成18年12月 8日変更 平成18年12月19日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 26万株</p> <p>ただし、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は、次の算式により調整される。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り</p>
<p>平成18年 5月 1日変更 平成18年10月24日登記</p>	<p>平成19年7月2日株式移転計画新株予約権消滅</p>
<p>平成19年 7月 2日登記</p>	<p>平成19年7月2日株式移転計画新株予約権消滅</p>

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツアカフマツ
会社法人等番号 0110-01-042612

<p>金675円</p> <p>②行使価額の調整</p> <p>行使価額は、下記(1)ないし(3)に定めるところにより調整される。</p> <p>(1)新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\frac{\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{割合・併合の比率}}{1}$ <p>(ii)新株予約権発行日後に当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、下記算式における「既発行株式数」には、当社が保有する自己株式は含まれない。</p> $\frac{\text{既発行は処分株式数} \times \text{または譲渡価額} + \text{株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または1株当たりの払込金額}} = \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \times \quad \text{1株当たり時価}$ <p>行使価額 行使価額</p> <p>(iii)上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額を適切に調整する。</p> <p>平成17年4月8日更正</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成18年4月1日から平成22年3月31日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)</p> <p>①各新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>②新株予約権のうち当社および当社子会社の取締役、執行役員、従業員は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員としての地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等取締役会が新株予約権の継続保有を相与と認める場合はこの限りではない。また、新株予約権のうち当社取引先取締役は、新株予約権行使時において、当該取引先が当社と取引契約を締結していることを要す。</p> <p>③新株予約権者が、権利行使期間の到来後に死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使することができる。かかる相続人が新株予約権を行使することができる条件については、下記④に規定する新株予約権割当契約に定める。</p> <p>④その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p>	
---	--

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クワックロックス
会社法人番号 0110-01-042612

<p>第4回新株予約権 新株予約権の数 950個</p> <p>ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類および数のただし書に定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数について</p>	
<p>平成19年7月2日株式移転計画新株予約権消滅 平成19年7月2日登記</p>	
<p>平成18年5月1日変更 平成18年10月24日登記 平成17年3月25日登記</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。 ② 新株予約権者が権利行使する前に新株予約権の行使の条件の②に定める条件により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。 ③ 新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。 ④ 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。 ⑤ 当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p>	
<p>平成17年4月8日更正 (当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。 ② 新株予約権者が権利行使する前に新株予約権の行使の条件の②に定める条件により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。 ③ 新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。 ④ 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。 ⑤ 当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p>	
<p>① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。 ② 新株予約権者が権利行使する前に新株予約権の行使の条件の②に定める条件により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。 ③ 新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。 ④ 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。 ⑤ 当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p>	

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラフツプロダクツ

会社法人等番号 0110-01-042612

<p>も同様の調整を行うものとする。</p> <p>900個</p> <p>ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類および数のためし書に定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数についても同様の調整を行うものとする。</p> <p>平成18年12月8日変更 平成18年12月19日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 9万5千株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 (新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法)</p> <p>普通株式 9万株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>平成18年12月8日変更 平成18年12月19日登記</p> <p>各新株予約権の発行価額 無償</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 金560円</p> <p>なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後行使価額＝調整前行使価額× 分割・併合の比率</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新規発行または1株当たりの払込金額 既発行 株式数×または譲渡価額 調整後 調整前 1株当たり時価 行使価額＝行使価額× 既発行株式数+新規発行または処分株式数</p> <p>上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、発行価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成19年4月1日から平成23年3月31日まで</p>	<p>整理番号 ヤ613086 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 25/29</p>
--	---

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

株式会社クラフツロケット

会社法人等番号 0110-01-042612

<p>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</p> <p>①各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>②新株予約権者のうち当社の取締役、執行役員、従業員および当社子会社の取締役は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員としての地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、同一の相続人が新株予約権を相続するものとする。</p> <p>④この他の条件は、第24回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する別紙2「新株予約権制当契約」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使する前に新株予約権の行使の条件の②に規定する条件により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。</p> <p>③新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>④新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>⑤当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p> <p>(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使する前に新株予約権の行使の条件の②に規定する条件により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。</p> <p>③新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>④新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>⑤当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p> <p>平成18年5月1日変更 平成18年10月24日登記</p> <p>平成18年2月23日登記</p>	<p>第5回新株予約権 新株予約権の数 600個</p> <p>ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類および数のただし書に定める株式数の調整を行った場合には、各新株予約権の目的たる株式数についても同様の調整を行うものとする。</p>
<p>平成19年7月2日株式移転計画新株予約権消滅</p>	<p>平成19年7月2日登記</p>

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラックテクノロジ
会社法人等番号 0110-01-042612

<p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 6万株</p> <p>ただし、新株予約権発行日後に当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>各新株予約権の発行価額 無償</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 金544円</p> <p>なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新規発行または1株当たりの払込 既発行 払込分株式数 × 金額または譲渡価額 株式数 + 調整後 調整前 1株当たり時価 行使価額 = 行使価額 ×</p> <p>上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、発行価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②新株予約権のうち当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員としての地位にあることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職等取締役が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、同一人の相続人が新株予約権を相続するものとする。 ④この他の条件は、第25回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する別紙2「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>整理番号 4613086 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 27/29</p>
--	---

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クワックロケット
会社法人番号 0110-01-042612

<p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使する前に新株予約権の行使の条件の②に規定する条件により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。</p> <p>③新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>④新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>⑤当社が新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p> <p>(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使する前に新株予約権の行使の条件の②に規定する条件により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。</p> <p>③新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>④新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>⑤当社がいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成18年10月24日登記</p> <p>平成18年 4月10日登記</p>	<p>平成19年7月2日株式移転計画新株予約権消滅</p> <p>平成19年 7月 2日登記</p>	<p>吸収合併</p> <p>平成19年12月10日東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号株式会社加工技術研究所を合併 平成19年12月10日登記</p> <p>平成20年2月1日東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号株式会社リトルフックトリ-を合併 平成20年 2月 1日登記</p>	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>	<p>監査役設置会社に 関する事項</p> <p>監査役設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>	<p>監査役会設置会社 に関する事項</p> <p>監査役会設置会社</p> <p>平成18年 5月 1日登記</p>
---	--	---	--	---	---



佐藤 武

登記官

千葉地方法務局

平成23年10月13日

(東京法務局渋谷出張所管轄)

これは登記簿に記載されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

登記記録に関する事項	<p>平成22年1月1日東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号アプルホテルインクス株式会社に合併し解散 平成22年1月4日登記 平成22年1月4日閉鎖</p> <p>平成16年5月24日千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地から本店移転 平成16年6月1日登記</p>
会計監査人設置会社に 関する事項	<p>平成21年3月30日廃止 平成21年4月9日登記</p>
	<p>会計監査人設置会社 平成18年5月1日登記</p>
	<p>平成19年7月27日廃止 平成19年8月3日登記</p>

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社クラックアロマック
会社法人等番号 0110-01-042612

TRADEMARK

REEL: 004659 FRAME: 0878

RECORDED: 11/11/2011